医療事故・紛争対応研究会 世話人の選出に関する細則

第一条.世話人の決定

本研究会の世話人は、立候補者を対象とした会員による選挙と現世話人を対象とした現世話人会による決定に基づき選出する。

第二条.立候補者を対象とした会員による選挙

- (1) 立候補者を対象とした会員による選挙は、第四条に定める手続きを経 て立候補したものを対象として行う。ただし、世話人の定数と立候補 者の数が同じ場合は、立候補したものすべてを無投票で世話人に決定 する。
- (2)前項に定める世話人は、次に定める、各地方事務局単位の定数で選出する。
 - 1)各地方事務局管轄地の会員数が100名以下の場合は1名、100名以上200名未満の場合は2名、200名以上の場合は3名。
- (3)選挙は、総会当日、その会場内で行う。

第三条,現世話人を対象とした現世話人会による選出

- (1)会務の停滞を防止するとともに、事業の継続性を維持するため、現世話人会は、選挙を行う年度の9月末時点の世話人の中から、次期世話人会の構成員として、3名を選出することとする。
- (2)前項で定める次期世話人の選出は、現世話人会の過半数の賛成による ものとする。現世話人会は、当該年度の2ケ月前を目処に前項の選出 を行い、第七条で定める選挙管理委員会を設置する際、選出者の氏名 を同委員会に報告しなければならない。

第四条.立候補

(1)第二条で定める選挙に立候補するものは、選挙管理委員会が定める 期日までに、次条に示す選挙権を有する会員 5 名の推薦を得て、同 委員会が指定する方法で届け出なければならない。

(2) 立候補しようとするものは、任期中、その職務を十分に行える状況 にあるかどうかを判断なければならない。

第五条.選挙権・被選挙権

第二条で定める選挙における選挙権者・被選挙権者は、選挙年度の9月末 時点で本会会員資格を有するものとする。

第六条.推薦人

- (1)前条で定める選挙権者は、一人についてのみ立候補者を推薦すること ができる。
- (2)推薦人は、立候補者を推薦するにあたり、立候補者が、任期中、その 職務を十分に行える状況にあるかどうかを慎重に判断しなければなら ない。

第七条.選挙管理委員会

- (1)現世話人会は、選挙を実施する年度においては、総会の1ヶ月前までに 選挙管理委員会を設置しなければならない。
- (2)選挙管理委員会は、委員長一名、委員二名の合計三名で構成するものとする。
- (3)選挙管理委員会が設置された際、委員会は、速やかに会員に対して選挙 の告示をしなければならない。なお、告示は、ホームページ上で行うも のとする。
- (4)立候補の受付期間は、告示後2週間とする。
- (5)選挙管理委員会は、立候補の受付を終了した際、会員に対して速やかに 候補者の氏名をホームページ上で知らせなければならない。

監事の選出・定数・任期等に関する細則

第一条.監事の選出

- (1)新しく設置された世話人会は、その第一回の世話人会において監事を 選出し、その氏名を、ホームページ上で、速やかに会員に告知しなけ ればならない。
- (2)会員は、前号の告知を受けた後、二週間以内であれば、世話人会に対して、理由を付して監事の変更を求めることができる。
- (3)会員より監事の変更の求めがあった場合、世話人会は、速やかに会議を開催し、変更の必要性について判断しなければならない。